

5) 過去勤務期間通算制度

本制度にご加入する際、1年以上勤務している従業員について加入前の勤務期間を通算するための掛金を払い込むことができます。

1. 過去勤務年数

加入日より前に実際に勤務した年数（端数月は切捨て）のことです。1年から10年までの期間で、勤務年数が10年を超える場合は10年となります。

2. 過去勤務掛金

過去勤務期間を通算するための掛金は、過去勤務年数と通算する口数に応じて、一般社団法人電器販売店従業員退職金共済会 共済規程に基づく早見表1のとおり決められております。

3. 過去勤務掛金の納付期間

掛金を納付する期間はつぎのとおりです。

過去勤務年数	1年	2年	3年	4年	5~10年
掛金納付期間	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間

4. 過去勤務期間通算制度の申込み

- ① 本制度に販売店として新規加入する時同時に申し込むことが必要です。（後日の申込みはできません。）
- ② 申込口数は退職金共済制度の当初加入口数と同じかそれ以下の口数で22口が限度です。

※1年以上勤務している従業員は、全員申し込まなければなりません。（対象者のうち一部だけの申込みはできません。）